

# 市内で犯罪が急増！ どうしたら防げるの？

～田無警察署生活安全課長に  
直撃インタビュー！～

西東京市内では、このところ犯罪が急増しています。昨年は10年前に比べると、ひったくりは約1.5倍、車上狙いや空き巣などの侵入盗は約2倍多く発生しています。

私たちの生活を脅かす危険な犯罪が起こる中、家庭や地域ぐるみでの防犯活動が求められています。自分の身はどのように守ればよいのでしょうか？

## 西東京市の犯罪状況はどうですか



小山課長

残念ながら、多摩地区の中では西東京市は犯罪の多い地域です。各市1平方キロあたりの犯罪発生件数(平成14年)を比較すると、ひったくりや空き巣は多摩地域で3番目に多く、刑法犯全体の発生件数は2番目に多いのです。これは住宅地が密集しているという地域的な事情があるかもしれませんが、例えばひったくりのように住民の皆さんの防犯意識で防げるものも多いのです。

## ひったくりの状況について教えてください

場所は、住宅地の道路がほとんどですが、車道と歩道の区別がない道、人通りが少ない道、夜間暗い道、いりくんだ裏道での発生が多いです。時間帯は夜間・深夜が目立っています。

また、被害者は10～70代の女性が多いです。携帯電話で話しながら歩行するなど、犯人から見てスキを与えるような状況は危険ですね。



かばんを肩からかけるたすきがけは、手で持つだけは危険です。

## どうすれば被害にあいにくくできますか

ちょっとしたことに気をつければ必ず防げます。犯人に対しスキを与えないようにすることが一番です。歩行時はヘッドホーンをつけない、携帯電話を利用しないことです。

また、オートバイからひたたくられるケースが目立つことから、自転車の場合はかごにひったくり防止用ネットを使ったり、新聞紙や雑誌等がかごにふたをすると効果的です。



自転車カゴにはネットを付いたり、雑誌などでふたをしましょう。

徒歩の場合は、車道側の手でバッグを持たないなど持ち方に気をつけることが必要です。裏通り等でオートバイが近づいてきたら、バッグをしっかり抱え、道路の脇に寄ってオートバイが通り過ぎるまで注意してください。

万が一、被害にあった時は、大声をあげて周囲の人に知らせ、すぐに110番してください。

## 他にも犯罪の種類はありますが、防犯について今後どのように取り組むべきでしょう

警察でも検挙率を上げ、犯罪を減らす努力をしています。ただ、被害者になりうる市民の皆さんに防犯意識をもってもらうことが大切です。

そのきっかけ作りとして警察では、防犯座談会を行いますので自治会やサークル単位などで遠慮なくお申し込みください。なお、田無警察署のホームページを開設しました。ぜひ、ご覧ください。

(<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/8/tanashi/>)

## 防犯 市民のつどい

とき 10月15日(水)午後2時～4時  
ところ 保谷こもれびホール  
内容 空き巣から我が家を守る防犯対策、空き巣等に強い各種防犯器具の展示と説明  
主催・問合せ 田無警察署生活安全課 ☎67-0110

# 皆さんの意見を お聞かせください

(仮称)日本一安全な西東京市にする条例案作成にあたり、パブリックコメント(市民意見提出手続制度)を実施します

生活文化課(☎☎内線1411)

**条例案の骨子や具体案にご意見を**  
パブリックコメント(市民意見提出手続制度)により、(仮称)日本一安全な西東京市にする条例案の骨子や具体的な取り組みに対する市民の皆さんの意見やアイデアを募集します(表1・2参照)。  
対象 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方  
提出方法 次のいずれかの方法で、住所・氏名を明記し、提出してください。  
直接または郵送(〒188 8666 西東京市役所田無庁舎生活文化課あて) ファックス(☎63・9585) 電子メール(西東京市ホームページから)  
提出期限 10月31日(金)まで  
検討結果の公表 2月(予定) 市報・西東京市ホームページ・情報公開コーナーで

生活安全のまち市民懇談会とは  
西東京市では、犯罪発生件数が増加し、特に、被害にあいやすい子ども、お年寄りなどの生活の安全が脅かされるようになってきています。そこで、安全で安心して暮らすことができるまちづくりについて検討するため、今年6月に防犯関係者等と公募市民による懇談会を設置しました。  
懇談会では、生活安全に関する条例のあり方の検討と、具体的な取り組み策について自由活発に議論してきました(表2)。



表1 (仮称)日本一安全な西東京市にする条例案 骨子

項目	内容
目的	・生活安全に関する市民の意識高揚を図る ・自主的活動を推進することにより犯罪を防止し、もって日本一安全で安心して暮らせる西東京市をめざす
市の責務	・生活安全に関する市民の意識啓発並びに情報提供 ・地域の安全を守るための自主的な活動に対する支援 ・公共施設、道路等の防犯環境の整備 ・西東京市を管轄する警察署など関係行政機関、生活安全活動を推進する団体等と緊密な連携を図り、生活安全防犯活動を実行する。
市民の責務	・自らの安全確保 ・地域の安全を守るための自主的な活動の推進 ・市が実施する生活安全施策への協力
事業者等の責務	・自らの事業活動が安全に行われる環境の整備 ・市民生活の安全の確保 ・生活安全を阻害するおそれのある勧誘及び宣伝活動の自粛 ・市が実施する生活安全施策への協力
土地または建物所有者等の責務	・土地又は建物に係る安全な環境の確保 ・市民等の生活安全の確保に必要な措置 ・市が実施する生活安全確保施策への協力
警察への協力要請	・市長は、生活安全のため、市の施策に協力するよう警察署長に要請
児童	・児童の生活安全の確保、健全育成
青少年	・青少年の非行防止、健全育成
生活安全推進協議会の設置等	・関係行政機関、生活安全推進団体等で構成する生活安全対策推進協議会の設置 ・生活安全対策推進協議会による市民の生活安全に関する情報の共有と、生活安全に関わる具体策の実践
環境美化等	・環境美化を害する行為の禁止 ・パトロール隊による笑顔での声掛けや、ふれあいの一声運動

表2 懇談会で検討した具体的な取り組み策の一例

項目	内容
防犯情報の掲示	市内で発生した犯罪情報や防犯対策を派出所や駐在所に掲示するなどして市民に情報提供する。
防災無線等	緊急性に応じて、防災無線放送、広報車による巡回広報、教育委員会から各小中学校生徒への通報を行なう。
広報	年4～5回位、市民の防犯意識の高揚に必要な啓発記事、犯罪に対する防犯対策などを掲載する。
団体交流会	行政、企業・官庁・NPO(ボランティア団体)・老人クラブ・防犯協会・各種サークルなどの横の連携を図るため、『団体交流会』を頻りに開催するシステムをつくる。官民一体となった地域防犯安全対策を推進する。
あいさつ運動	まちぐるみであいさつ運動を行ない、外部から不審者が立ち入りやすくする。
24(にーよん)パトロール	民間活力による24時間パトロール。元気な高齢者等で組織をつくり、地域に目を光らすとともに、あいさつ運動に協力してもらう。PTAが自転車カゴに設置している「パトロール中」看板は効果的であるため拡充する。
飲酒喫煙の害に関する青少年理解講座	酒・煙草が成長期の青少年にいかに関与を及ぼすか、薬物中毒がいかに関与を及ぼすかを専門知識を持った医師が各小中学校・高校で教えると良い。地元医師会に講師の派遣を要請してはどうか。